

子供が被害に遭うきっかけ ～加害者からの接触～

- SNSには様々な種類があるが、どのSNSでも被害は生じうる。
- 中には利用者の動画をリアルタイムで配信するもの、ランダムに知らない者同士を引き合わせるものなど、面識のない者と簡単に知り合えるアプリがある。
- **女の子向けスマホオンラインゲーム**に男が入り込んで子供と接触するケースもあり注意が必要。

被害に遭うきっかけとなったSNSのタイプと接触態様

【複数交流型】

広く情報発信や同時に複数の友人等と交流する際に利用されるサイト。
⇒ 広い交流から1対1のやり取りに移行することができる機能を有するものもある。

【動画配信型】

動画の配信者に対し、視聴者がリアルタイムでコメントの投稿ができるもの。
⇒ ユーザーは配信者にコメントを書き、それに対し配信者がリアルタイムでコメントを返すことで接触が成立する。

【オンラインゲーム】

ゲームに参加するプレイヤーやアバターの間で、交流することができるもの。
⇒ ゲーム内の掲示板等への書き込みやメール機能の利用により接触が成立する。

【ランダムマッチング型】

ログイン中の利用者から無作為に選ばれた相手とチャットをすることができるもの。
⇒ ランダムにつながった相手のプロフィール画面が表示され、通話することを了承することで通話が開始する。

11

子供が被害に遭うきっかけは、加害者から接触しているわけですが、どのような方法かSNSのタイプ別で御紹介します。複数交流系は今言った方法です。子供側からなり大人側からなり、多くの人が見える状態の中で声をかけたり、かけられるのを待っていたりする中で徐々に接近し、ダイレクトメッセージでやり取りすることが多くなっています。ほかに先ほどのツイキャスのような動画配信型。動画の配信者に対して、視聴者がリアルタイムでコメントを投稿することができます。それでいろいろな形で接触していくわけですが、先ほど自ら進んで着替えをする動画なども出ていましたが、例えば、これを見ている方が言葉をかけて、あおって脱がしていくこともよく見られるパターンで、一つの被害現場になっていると思います。

一つ一つ説明すると、オンラインゲームも「荒野行動」みたいなものも出ていましたし、例えば小さな女の子向きの見た感じはほんわかとしたゲームでも、そこに大人の男が女の子を装って入ってきて親しくなるパターンもあり、いろいろな所でいろいろな形で被害が生み出される可能性があります。

子供が自画撮り送信させられた手口

知り合いになった子供に児童ポルノ画像を自画撮り送信させる手口には、脅迫する、甘言を弄する、対償供与を申し出る、なりすます、など様々である。

各手口類型について

【脅迫型】

「連絡先と顔写真をばらまく」等と脅して裸の写真を送信させる。
※ 要求する画像を顔写真 ⇒ 服を着た写真 ⇒ 下着姿の写真 ⇒ 裸の写真、と徐々にエスカレートさせる。

【甘言型】

「かわいいよ」、「好きだよ」等と甘言をろうし、「裸の写真が見たい」等と言って写真を送らせる。
※ 仲の良い相手に嫌われたくないという心理に付けこみ要求してくる。

【対償供与型】

対償の例：アイドルグループのコンサートチケット、LINEのスタンプ等
※ スタンプ等をただでもらったという負い目に付けこみ、見返りとして要求してくる。

【なりすまし型】

イケメンモデルになりすます、芸能関係者になりすます、子供と同姓で年齢の近い人物になりすます等
※ 憧れの対象や親近感のある対象になりすまして要求してくる。

12

今問題になっている一つが、自画撮りで子供が裸の画像を送信させられる被害で、手口がたくさんあります。なぜ送ってしまうのかいろいろな人によく聞かれますが、いろいろなパターンがあるわけで、ある程度個人情報を引き出した上で、「脱いで」と要求し、断ると「連絡先と写真を周りにばらまく」と脅迫するパターンが、典型的であると思います。ほかに「かわいいよ」とか「好きだよ」と疑似恋愛的な関係になって、自画撮りさせるものもありますし、先ほど裏アカの話がありましたが、イケメンモデルや同世代ぐらいの少し優しいお姉さんになりすまして、自画撮り画像を送信させるのも、手口になっています。

自画撮り送信の検挙事例

- 児童ポルノの自画撮り送信は、画像がネット上で公開される恐れがあり、一度公開されると、完全な削除が困難。
- 1番目は、ランダムマッチングアプリで**小学3年生が被害に遭った**事例。
- 2番目は、**女の子向けゲームアプリで100人以上の中学生らが被害に遭った**事例。

平成29年の検挙事例

女子小学生に対する児童ポルノ製造等事件(北海道警察)

平成29年2月、無職の男(22歳)は、SNSで知り合った女子小学生(当時9歳)にスマートフォンで同女の裸の画像を撮影させる等のわいせつな行為をし、同画像を送信させ児童ポルノを製造した。
同年6月、男を強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等で検挙した。

女子中学生らに対する強制わいせつ、児童ポルノ製造等事件(岡山県警察)

平成25年末頃から平成28年2月までの間、無職の男(38歳)は、ゲームアプリの掲示板に「無料でLINEスタンプあげるよ」と投稿する等して、返信のあった100人以上の女子中学生らに対し、裸の写真を送るよう脅迫し、断ると別のスマートフォンで同年代の女子児童になりすまし、「私も断ってひどい目にあった」等と不安をあおり、裸の画像を送信させ児童ポルノを製造した。
平成29年1月、男を強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等で検挙した。

13

検挙事例としては記載のようなものがあります。女子小学生が被害に遭ったものもありますが、SNSで知り合った女の子に、裸の画像を撮影させたことで、強制わいせつと、児童ポルノ禁止法違反で検挙しています。下の方は、女子中学生に対する強制わいせつ、児童ポルノ製造ですが、男はそれぞれでは1対1ではあるのですが、ものすごい数の女子中学生らに対し、仕掛けています。説明しますと、ゲームアプリの掲示板に「無料でLINEスタンプあげるよ」と投稿し、女の子が喜んでそれをもらおうとすると、「ただなはずはないだろう」と脅しにかかり、女の子は裸の写真なんて送れないと躊躇(ちゅうちょ)していると、犯人の男が今度は同世代の女の子になりすまし、「私も断ったら、あとでひどい目に遭ったから、言うこときいた方がいいよ」と不安をあおり、裸の画像を送らせる方法です。男を検挙しましたが、100人以上の女子中学生が被害に遭っています。

SNSに起因するその他の事犯の検挙事例

○ SNSで知り合った相手と実際に会ってしまった場合は、児童買春や児童ポルノ事犯、青少年保護条例違反のほか、一部は強制性交等、略取誘拐等の重大な被害にも遭っている。

平成29年には神奈川県座間市において女子高校生3人を含む9人が殺害される事件も発生。

○ 1番目は、理解者のふりをして子供を誘い出した事例。

○ 2番目は、性被害の様子をネットでライブ配信された事例。

※ いずれの事例も子供によるネットへの書き込み、悪意のある大人が接触を図った事例。

平成29年の検挙事例

女子高校生に対する未成年者誘拐事件(兵庫県警察)

平成29年5月28日午前8時から同年5月30日午後7時頃にかけて、アルバイトの男(50歳)は、SNSで知り合った女子高校生を「慰めてあげる」、「迎えに行つてあげるよ」などと言葉巧みに誘い出して誘拐した。
同年5月31日、男を未成年者誘拐で逮捕した。

女子高校生に対する児童福祉法違反事件(宮城県警察)

平成29年5月、被疑者(2人)(37歳・男、21歳・男)は、SNSで知り合った女子高校生に接触し、背後にヤクザがいる等と言って脅迫して裸の画像を撮影した上、被疑者らの自宅において性被害に遭わせ、その様子をインターネットでライブ配信した。
同年10月、被疑者2人を児童福祉法違反で逮捕した。

14

自撮り以外では、昨年末に神奈川県座間市において、女子高生を含む9人が殺害される事件が発生しました。非常に衝撃的であったと思いますが、そこまでいなくても、重大犯罪に巻き込まれるケースが多々あります。上に書いてあるのが女子高生に対する未成年者誘拐事件で、SNSで知り合った女子高生を「慰めてあげる」「迎えに行つてあげる」などと言葉巧みに誘い出して、誘拐する方法です。これは、近年出てきているパターンです。

それから児童福祉法違反で、宮城県警察が検挙したものを記載していますが、SNSで知り合った女子高生に対して「背後にヤクザがいる」と言って脅迫し、裸の画像を撮影してその様子をライブ配信しました。援助交際で少しお金をもらうつもりの比較的安易な気持ちで、しかも自分の方が優位に立って、大人を転がす気持ちでやっている子も、正直言って少なくないのですが、実際にはこのような被害に遭い、大人の食べ物にされてしまうパターンも多くあります。

家庭における対応

フィルタリングを利用する

- 子供が安全にインターネットを利用するためには、
 - 1 携帯電話回線による接続
 - 2 無線LAN回線による接続
 - 3 アプリによる接続の3つのフィルタリングが必要。
- 携帯電話大手3社が提供する「あんしんフィルター」を利用すると簡単な設定で1、2、3のフィルタリングが可能。
(※ iPhoneでのアプリ制限は、端末の設定の機能制限を行う必要があります。)
- 子供にせがまれても安易にフィルタリングを解除しないようにする。



スマホ利用のルールを家庭で作る

- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- 個人を特定される情報を書き込まない。
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する。
... など、子供と話し合ってルールを作る。

被害を発見したらすぐに警察に相談する

裸の写真を送信させられた場合、いかに早く加害者から写真を回収するかが重要となります。警察では、子供や保護者からの相談を電話又はメールで受け付けています。各都道府県警察の相談窓口については、下記URLから検索してください。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

警察少年相談窓口

検索



QRコード

16

家庭における対応のお願いという形で記載しています。警察としても広報啓発をしたり、学校関係者の皆様とともに、非行防止教室の中でいろいろと御説明していますが、大きいのは御家庭における対応です。保護者の方々が、どのようにお子さんに向き合うのが大きいと思っています。

これからの時代、スマホを全く持たないわけにはいかないと思いますので、その子の成長の過程に応じて、またその子の個人的な成熟度合いや、ものの考え方によって、フィルタリングをつけていくのは不可欠だと思います。先ほど申し上げたように、被害に遭った子のかなりは、フィルタリングなしの状態に被害に遭っています。フィルタリングは面倒くさいイメージもありますが、比較的簡単な設定もできますし、年代によって少しずつできることを増やすことも当然できますので、子供と話し合う中で、どのようにフィルタリングをつけていくかは、御家庭として絶対に考えていただきたいと思っています。

ルールを作ることもよく言われますが、一方的な押し付けではなかなかうまくいかないことが多く、いくらでもすり抜ける道があります。子供の方が絶対に詳しいので、心配していることを子供に分かるようによく話しルール作りをしていくことが、難しいとは思いますが必要であると思います。

「すぐに警察に相談する」と記載させていただきましたが、なかなか敷居が高いかもしれないことも承知していますが、画像があると、どれだけばらまかれるか分からず、ばらまかれ始めると回収しきれないところがあるので、早めに相談していただくことが非常に重要であると思います。

学校における対応

情報モラル教育を徹底する

- インターネットを用いて、子供自身が加害者(いじめや著作権法違反等)にも被害者(自撮り送信や児童買春等)にもならないよう、指導していただきたい。
- 指導に当たっては、具体的な手口や被害など、わかりやすい事例を示すのが効果的です。警察庁では、インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発DVDやリーフレットを作成し、動画を警察協会のHPで、リーフレットを警察庁のHPで公開しているので、ぜひ活用してください。

【公益財団法人警察協会HP】

<http://www.keisatukyokai.or.jp/untitled29.html>



QRコード

【警察庁HP】

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/index.html>



QRコード

教員として必要な知識を得る

- 子供が受ける被害は多様化・深刻化しています。本日紹介した事例のほか、関係省庁、国民生活センター、新聞社などのサイトで必要な知識を得ることができるので、こうしたサイトをよく活用して知識習得に努めていただきたい。
- 上で紹介した警察庁作成動画等は、今の時代の典型的な犯罪被害や非行の事例を題材にして作成しているので、ぜひご覧ください。

被害を発見したらすぐに警察に相談する

- 裸の画像を送信させられた場合、いかに早く加害者から画像を回収するかが重要となるので、子供からの相談などで被害を把握したら、すぐに警察に連絡をお願いします。
- 被害の相談は子供にとって勇気が必要なことです(大人に隠れて悪いことをしたという気持ちや恥ずかしいという気持ちがあるため)。子供からシグナルが出たら確実にキャッチすることをお願いします。

17

学校における対応ということで記載しています。子供たちにとって、最も大きな居場所は学校であろうと思います。学校に行けない子供さんもいますし、いろいろな子供さんがいますが、それでも中学、高校生活を送っていく上での、その子にとっての大きな居場所は学校であると思います。そこで、加害者にも被害者にもならない情報モラル教育は、既にずっと行われていますが、具体例なども必要であれば、こういったところも参考にさせていただければと思います。

何回か出ていますが、このようなネット関係は、絶対に子供たちの方が詳しいので必要な知識を得ていくことは重要であると思いますし、先生方で全てを解決するのは難しいと思います。もちろん、警察だけで全てを解決できることはないので、早めにお互いに連絡を取り、よりよい道を探していくことが重要であると思っています。子供たちが先生や警察に相談することは、相当勇気がいることですが、もしそのような相談があれば、きちんと応えていかなければいけないと思っています。

早口でございましたが、私からは以上になります。

竹内： 滝澤様、御発表ありがとうございました。皆様大きな拍手をお願いします。

続きまして、青少年のインターネット上のトラブル相談受理状況と、青少年の助けを求める声にどう対応すべきかについて、一般財団法人インターネット協会主幹研究員大久保様から発表していただきます。大久保様、よろしくお願いします。